

農業制度資金の ご案内



農業制度資金は、農業者の皆様が経営規模の拡大や省力化などの経営改善を行ったり、後継者や新規参入の方が新しく農業を始めたりする場合に、国や県等が支援することにより、長期かつ低利で活用できる資金です。



令和5年3月発行

島根県農林水産部農業経営課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6201 FAX 0852-22-5968

主な農業制度資金の資金使途別一覧表

○：対象となる（対象とならない可能性がある場合を含む）
 -：対象とならない

※融資利率は、融資時の金融情勢により変動し、また融資対象者、資金使途、融資条件等も特例や例外がありますので、詳しくは関係機関にお問い合わせください。

（令和5年3月現在）

資金名	取扱金融機関	融資対象者 (注1)	資金使途													貸付条件				島根県農業信用基金協会の保証 ※債務保証を受ける場合		
			研修・就業準備	生産施設機械等	加工流通施設機械等	果樹等の植栽育成	家畜等の購入育成	土地改良事業	小規模土地改良事業	農地等の取得	保健機能増進施設	生活環境改善施設	共同利用施設	運転資金・長期	運転資金・短期	負債整理	災害復旧等	融資利率 (令和5年2月20日現在) (注2)	償還期限 (うち据置期間) (注3)	融資限度額		融資率
農業近代化資金	農協・銀行等 民間金融機関	認定農業者	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	○	年0.60%~0.75%	7~15年(2~7年)以内	個人 3,600万円 法人 2億円	100%	0.07% ~0.23%	個人 3,600万円 (1,800万円) 法人 7,200万円 (3,600万円)
		法人化していない集落 営農組織	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	○	年0.90%	7~15年(2~7年)以内	2億円	100% ただし、3,600万円 を超える部分は80%		6,000万円 (3,000万円)
		その他担い手農業者	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	年0.90%	7~18年(2~7年)以内	個人 1,800万円 法人・団体 2億円	80%		個人 3,000万円 (1,500万円) 法人・団体 6,000万円 (3,000万円)
	日本政策金融公庫資金	日本政策金融公庫	認定農業者	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	年0.60%~0.90%	25年(10年)以内	個人 3億円(特認6億円) 法人 10億円(特認30億円)	100%	(注7)
みどりの食料システム法の 認定を受けた農業者等			○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	無利子	12年(3年)以内	個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円	100%		
その他担い手農業者			-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	年0.90%	25年(3年)以内	個人 1億5,000万円 法人・団体 5億円	80%		
認定新規就農者			-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	無利子	17年(5年)以内	個人・法人 3,700万円(特認1億円)	100%		
農業経営改善関係資金	農業経営負担軽減支援資金	農協・銀行等 民間金融機関	農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	年0.90%	10年(3年)以内 特認は15年(3年)以内	営農負債の残高	100%	0.29% ~0.58%	認定農業者 個人 1,800万円 法人 3,600万円 その他担い手農業者 個人 1,500万円 法人 3,000万円
	経営体育成強化資金 (償還負担軽減資金)	日本政策金融公庫	農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	年0.90%	25年(3年)以内	再建整備資金 個人 1,000万円 法人 4,000万円 償還円滑化資金 経営改善期間中における負債の各年支 払金の合計額	100%	(注7)	
その他の資金	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農協・銀行等 民間金融機関	認定農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	年1.50%	【短期運転資金】 1年以内(当座貸越は1年程度)	極度額方式 個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産・施設園芸を含む経営は4倍)	100%	0.16% ~0.35%	個人 3,600万円 (1,800万円) 法人 7,200万円 (3,600万円)
	天災資金	農協・銀行等 民間金融機関	政令で指定された災害の 被害農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	法律の適用の都度 決定	3~6年以内 (激甚災害法が適用された場合4~7 年)	個人 200~500万円 法人 2,000~2,500万円 (激甚災害法の適用を受ける被害農業者の 加算 個人:100万円、法人:500万円)	45~80%	-	-
	中山間地域活性化資金	日本政策金融公庫 農協・銀行等 民間金融機関	農林水産物を使用して製造・ 加工を行う事業者等 (中山間地域等要件あり)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	年0.60%~1.50%	10~15年(3年)以内 生産環境施設は25年(8年)以内	事業費の80%			
	農林漁業セーフティネット資金	日本政策金融公庫	農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	年0.60%~0.75%	15年(3年)以内	【一般】600万円 【特認】年間経営費等の6/12以内	100%			
	畜産経営環境調和推進資金		畜産業者等	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年0.90%	20年(3年)以内	個人 3,500万円(特認1億2,000万円) 法人 7,000万円(特認4億円)	80%(特認90%)			
	農業基盤整備資金		農業者等	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	年0.90%~1.05%	25年(10年)以内	借入者の負担額	100%		
	振興山村・過疎地域経営改善資金		農業者等 (地域要件等あり)	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	年0.90%~2.05%	25年(8年)以内	補助事業 負担する額の80%以内 非補助事業 負担する額の80%以内または次のいずれか低い額 個人 1,300万円 法人 5,200万円			
農林漁業施設資金	共同利用施設		-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	年0.90%~1.45%	20年(3年)以内	事業費の80%				
	アグリビジネス強化 (スーパーW資金)	アグリビジネス法人	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	年0.90%	10~25年(3~5年)以内	借入者負担額の80%(特認は90%)					

(注1) 各資金ごとに要件が異なる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(注4) 保証料率は、借受者の財務状況や担保・保証人の徴収状況等により島根県農業信用基金協会が決定します。

(注7) 日本政策金融公庫の資金は、転貸、委託貸付の場合に債務保証を受ける

(注2) 融資利率に幅があるものは、償還期限等によって利率が定められています。

(注5) ()の限度を超える場合は、原則として融資対象物件を担保提供していただきます。また、金額にかかわらず法人の代表者の方は、原則保証人として求められます。

ことができます。保証料率、無担保・無保証人限度額については、島根

(注3) 償還期限、据置期間に幅があるものは、資金使途等によって上限が定められています。(注6) 国の補助金を財源に含む補助事業は、資金の対象となりません。ただし、県・市町村の単独補助事業や、融資主体型の補助事業(農地利用効率化等支援交付金など)は対象となります。

県農業信用基金協会にお尋ねください。

農業経営改善関係資金のご案内

農業経営改善関係資金の概要

○農業経営改善関係資金とは次の5つの長期資金の総称であり、担い手農業者が農業経営の改善を図るために必要な長期資金が的確に供給されるように、共通の融資手続きが定められています。

農業経営基盤強化資金	経営改善を図るための長期資金を必要とする認定農業者に、日本政策金融公庫が融資する制度資金です。
経営体育成強化資金	経営改善を図るための長期資金を必要とするその他担い手農業者に、日本政策金融公庫が融資する制度資金です。
農業近代化資金	長期資金を必要とする認定農業者・その他担い手農業者に、農協等の民間金融機関が融資する一般的な制度資金です。
農業改良資金	新作物や新技術の導入、加工の開始などチャレンジ性のある取組のための長期資金を必要とする農業者に、日本政策金融公庫が融資する制度資金です。
青年等就農資金	就農に当たって長期資金を必要とする認定新規就農者に、日本政策金融公庫が融資する制度資金です。

※借入に必要な書類を1部準備すれば、上記の複数資金を同時に借り入れることも可能です。

農業経営改善関係資金の融資対象者

認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村等からその計画が適当である旨の認定を受けた農業者。 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画に相当する特定農用地利用規程を作成し、市町村からその規程が適当である旨の認定を受けた特定農業法人（みなし認定農業者）。
認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画を作成し、市町村からその計画が適当である旨の認定を受けた新たに農業を営もうとする青年等。
目標地図に位置付けられた者	農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の目標地図に位置付けられた者であって、生産の効率化等に取り組む者として市町村が認める者。
継続的農地利用者	地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組む者として市町村が認める者。
主業農業者	次の①～④をすべて満たす者。 ①農業所得が総所得の過半（法人は農業の売上高が総売上高の過半）を占めること。または農業粗収益が200万円（法人は1,000万円）以上であること。 ②主として農業経営に従事する青壮年（15歳以上65歳未満）の家族農業従事者（法人にあっては常時従事者である構成員）がいること。 ③個人で60歳以上の場合は、後継者が現に主として農業に従事し、かつ将来もそれが見込まれること。 ④簿記記帳を行っている又は行うことが確実と見込まれること。
家族経営協定締結者	上記の経営主以外の農業者。ただし、家族経営協定で次の事項が明確になっていること。 ①上記の農業者が構成員の過半を占めること。 ②一定の事項について基準に従った規約を有していること。
農業参入法人	原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る）。
農業を営む任意団体	次の①及び②をすべて満たす農業を営む任意団体。 ①上記の農業者が構成員の過半を占めること。 ②一定の事項について基準に従った規約を有していること。
集落営農組織	次の①～⑤をすべて満たす農業を営む任意団体。 ①一定の事項について基準に従った規約を有していること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地の利用の集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。
みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、環境への負荷低減を図るために行う事業活動等に関する計画を作成し、県からその計画が適当である旨の認定を受けた農業者。 旧持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、県からその計画が適当である旨の認定を受けた農業者。

(注) 上記以外の方でも、特例法に基づき貸付対象者となる場合があります。

農業経営改善関係資金の借入手続き

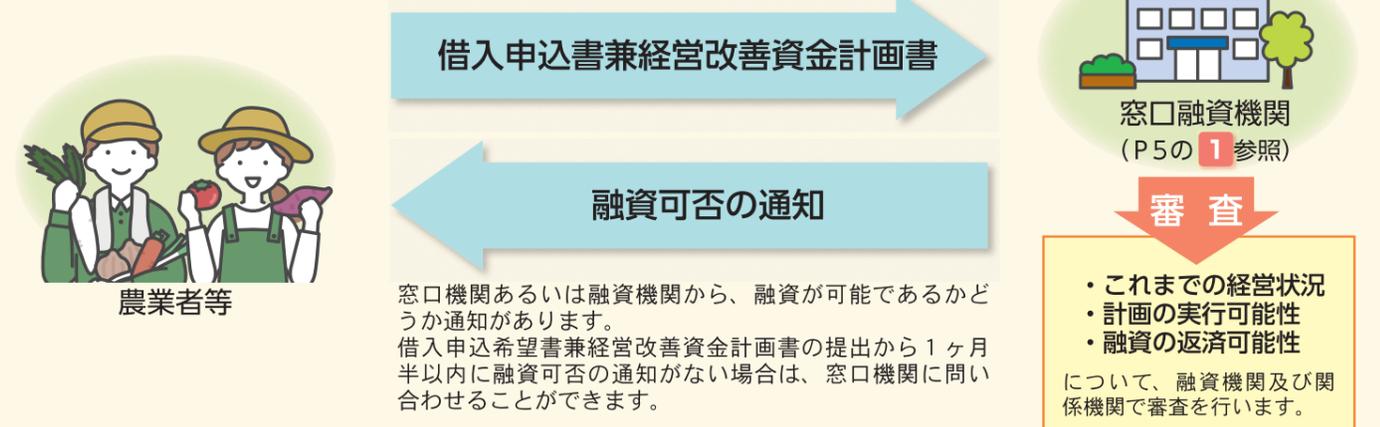
1 経営改善資金計画（借入申込希望書兼経営改善資金計画書）の作成

- まず、経営改善資金計画（向こう5年間の計画）を作成していただきます。作成に当たっては、作成支援機関（P5の2参照）のアドバイスを受けることができます。
- 様式は、最寄りの窓口融資機関でお求めください。県HPからダウンロードすることもできます。
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/sikin/kaizen_yousiki.html



2 借入申込希望書兼経営改善資金計画書の提出と融資審査

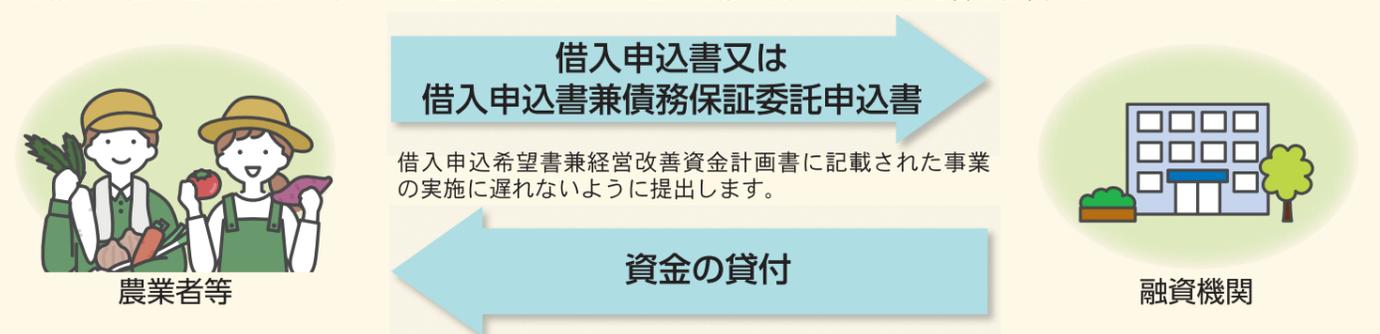
- 作成された借入申込希望書兼経営改善資金計画書を、最寄りの窓口融資機関へ提出してください。融資機関とその他関係機関が連携の上、適切な資金を選択し、融資の審査をします。
※資金を指定することも可能です。



融資可否の回答を受けるまでには、1ヶ月半程度かかることから、資金が必要な時期より極力早い時期に借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を提出してください。

3 借入申込書の提出

- 融資可能の通知を受けた後に、資金を借り受けようとする融資機関へ借入申込書を提出します。



農業信用保証保険制度 ～無担保・無保証人での債務保証～

- 島根県農業信用基金協会に所定の保証料をお支払いいただくことにより、一定額までは、原則として無担保・無保証人で債務保証を受けることが可能です。
- 上記の無担保・無保証人の場合でも、一定額を超える場合は、原則として融資対象物件を担保として提供していただきます。また、家族従事者、法人の役員等の同一経営内の方は、金額にかかわらず、保証人をお願いします。
- 日本政策金融公庫資金は、民間融資機関による転貸、委託貸付の場合に、島根県農業信用基金協会の債務保証を受けることができます。
【問合せ先】島根県農業信用基金協会 〒690-0887 松江市殿町19-1 JAビル別館2F TEL (0852) 31-3627

4 経営状況報告書の提出

- 毎年、融資機関へ経営状況報告書を提出します。必要に応じて、融資機関をはじめとする関係機関が経営のアドバイスを行います。

農業経営改善関係資金の相談先

1 農業経営改善関係資金の窓口融資機関

区 分	融 資 機 関 名
農 協 等	島根県農業協同組合、三瓶開拓酪農農業協同組合 【最寄りの本店、支店等へご相談ください。】
銀行・信用金庫等	株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、しまね信用金庫、日本海信用金庫、 島根中央信用金庫、西中国信用金庫、島根益田信用組合 【最寄りの本店、支店等へご相談ください。】
日本政策金融公庫	日本政策金融公庫松江支店（農林水産事業） 〒690-0887 松江市殿町111 松江センチュリービル7階 TEL (0852) 26-1133

2 借入申込希望書兼経営改善資金計画書の作成支援機関

○借入申込希望書兼経営改善資金計画書の作成支援機関は、

- ・ 1 に掲げる窓口融資機関
- ・ 隠岐支庁農林水産局及び各農林水産振興センター
- ・ 市町村の農業制度資金担当課

等になっておりますので、経営改善資金計画の作成にあたって不明な点がございましたら、最寄りの機関へご相談ください。

区 分	担 当 部 署 名	連 絡 先
融 資 機 関	【上記窓口融資機関の最寄りの本店、支店等へご相談ください。】	
県 機 関	隠岐支庁 農林水産局 農業振興部 農業振興課	08512-2-9638
	東部農林水産振興センター 農業振興部 農業振興課	0852-32-5646
	西部農林水産振興センター 農業振興部 農業振興課	0855-29-5592
市 町 村	松江市 産業経済部 農政課	0852-55-5224
	安来市 農林水産部 農林振興課	0854-23-3333
	雲南市 農林振興部 農政課	0854-40-1051
	奥出雲町 農林振興課	0854-54-2513
	飯南町 産業振興課	0854-76-2214
	出雲市農業支援センター	0853-21-6774
	大田市 産業振興部 農林水産課	0854-83-8086
	川本町 産業振興課	0855-72-0636
	美郷町 産業振興課	0855-75-1214
	邑南町 産業支援課	0855-95-1116
	浜田市農林業支援センター	0855-22-3500
	江津市 農林水産課	0855-52-7956
	益田市 産業経済部 農林水産課	0856-31-0316
	津和野町農業担い手支援センター	0856-72-0653
	吉賀町 産業課	0856-79-2213
	隠岐の島町 農林水産課	08512-2-8563
海士町 地産地商課	08514-2-1824	
西ノ島町 産業振興課	08514-6-1220	
知夫村 地域振興課	08514-8-2211	

農業経営改善関係資金以外の農業制度資金については、ご希望の資金の取扱融資機関
又は隠岐支庁・各農林水産振興センターにご相談ください。

